

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは企業価値の向上を目指し、株主への利益還元及び全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たして行くことが経営の責務と考えております。そのために経営の透明性・公平性の確保及び効率性の向上を実現するためのコーポレート・ガバナンスの確立が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-5 株主総会における権利行使】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、株主総会への出席に関わる整備に努めてまいります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人】

(1)外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
外部会計監査人の監査実施状況や監査報告を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査法人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後必要に応じ監査等委員会にて協議・決定する予定です。
(2)外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認
外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。現在の外部会計監査法人である、有限責任監査法人トーマツは独立性・専門性ともに問題ないものと認識しております。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務】

当社は、後継者の問題は重大な問題点と考えており、本年度新たに将来有望なメンバーを取締役に選任しましたが、今後取締役会やグループ指名報酬委員会を通じてグループ全体として適切に検討し、実行していきたいと考えております。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務】

取締役の報酬は、内規に定められた方法により固定の報酬を決定するのに加え、業績と連動された変動枠(賞与)の報酬を設定しております。更に中期的な業績向上と連動した報酬体系のあり方についても今後検討を進めてまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

各社外取締役は、取締役会以外にも、必要に応じて監査等委員会を開催し、客観的な立場に基づく意見交換を行っております。また独立社外取締役の意見に基づき、必要に応じて改善強化を進めるなど、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

監査等委員取締役6名のうち5名を社外取締役として選任しており、必要に応じて社内取締役が経営陣との連携・調整および監査等委員との連携を図っております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、監査等委員取締役1名がグループ指名報酬委員会に参加し、自身の高い知識と豊富な経験を活かして、必要に応じて助言を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

多様な専門性を有する社外取締役からのアドバイスや各取締役の評価を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりますが、結果の概要に係る開示については、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、投資目的以外の目的で、政策保有株式として取引先等の株式を保有しております。保有の目的は、当社の戦略上必要なものかどうか、保有目的の合理性、継続売却の妥当性の判断、他に有効な資金活用はないか等、取締役会で総合的に判断し、決議します。また同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有目的に適合するかなどを総合的に判断して行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競争取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を行う枠組みとなっております。また、取引については株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しております。当社役員が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。なお、当該取引のモニタリング方法を含めて整備に努めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)経営理念や経営戦略等を当社ホームページ、決算短信、有価証券報告書、IR関連の説明会資料等にて開示しております。
- (2)コーポレートガバナンスの基本方針については、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。
- (3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
- (4)経営陣幹部の候補者及び取締役候補の指名にあたっては、代表取締役に加えて監査委員会、グループ指名報酬委員会等が中心となり審議・決定し、取締役会へ上程しております。
- (5)新任取締役候補者の略歴を適時開示及び株主総会招集通知へ開示しています。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、各グループ事業部毎の執行責任者を設け、社内稟議の仕組みを整えております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、グループの重要事項等の審議・決定を行います。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は監査等委員会設置会社となっており、独立社外役員を1名選任しております。監査等委員会及び取締役会にて独立した中立な立場での意

見を踏まえた議論を可能にしています。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、会社法・会計分野等の専門的な知識を有した候補者を選定しています。

【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は現在、業務執行取締役10名、監査等委員である取締役6名で構成しています。監査等委員である取締役のうち5名は社外取締役であります。社内に設置しておりますグループ指名報酬委員会にて選任案を取締役会へ上程しております。社外取締役ににつきましては、コンプライアンス、リスクマネジメント、弁護士、公認会計士、業界経験者、グローバル見識等、多様な専門性を有する人材を選任するなどして、事業成長と併せて独立した中立な立場での意見を踏まえた議論が可能となっております。健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・専門・経験のバランスには十分配慮しております。

【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役の他社での兼任状況と取締役会への出席状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書を通じて開示を行っております。合理的な範囲にとどまっていると認識しており、監査等委員の業務に専念できると考えております。業務執行取締役については全員当社グループ以外の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

上記(コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由)のとおりです。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきであるとの補充原則を踏まえ開示の検討をいたします。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では社長直下の組織である経営企画部をIR担当部署とし、毎年株主総会後に株主向けに経営説明会を実施するとともに、逐次株主からの問い合わせに対応しております。また投資家向けにはスモールミーティングを実施、また四半期毎に個別訪問や取材対応を通じて当社の企業ビジョンと取組み概要を説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケイエムエフ	3,800,000	26.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,308,800	9.10
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 ソニー株008口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	717,000	4.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	492,900	3.42
バイテック従業員持株会	332,381	2.31
キヤノン電子株式会社	330,700	2.30
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	321,696	2.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	321,517	2.23
株式会社三井住友銀行	318,734	2.21
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	314,900	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀧本 和男	公認会計士											
松山 遙	弁護士											
金丸 和弘	弁護士											
手塚 仙夫	公認会計士								△			
西村 文孝	他の会社の出身者					○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧本 和男	○	○	――	瀧本和男氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するとともに、公認会計士としての専門的な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
松山 遙	○		――	松山遙氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたためであります。
金丸 和弘	○		――	金丸和弘氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたためであります。
手塚 仙夫	○		――	手塚仙夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な経験・見識からの視点に基づく経営

				の監督とチェック機能を期待したためであります。
西村 文孝	○		——	西村文孝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、ソニーに長年在籍していることから、業界に精通しており、当社の監査業務の強化を期待したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	1	1	5	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				
現在の体制を採用している理由					

監査等委員会は、内部監査部門と連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
監査等委員会は公正、客観的な監査を行う事を目的に原則毎月1回開催いたします。また、取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に図ってまいります。 内部監査につきましては、社長直轄の監査部が担当しており、年度の監査計画書に従い業務全般にわたって厳正中立の立場から内部監査を実施しております。 監査結果は、直接社長に文書で報告しております。社長は、監査報告書の内容を検討し、必要ある場合は担当部門を通じて監査対象部門及び関連部門に改善命令を出しております。 監査等委員会との連携につきましては「内部監査規程」にしたがい、その職務を補助すべきことを明確にしております。 ・監査部は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議すること ・監査結果について経営会議に報告するとともに、監査等委員会へ報告すること ・監査等委員からの監査結果等についての照会を文書で回答すること 監査等委員会監査は、取締役の執行監査を行い、取締役会などの重要な会議に出席するほか、監査部が行う業務監査に同行し、業務監査の指導・助言を行っております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無		あり						
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性								
	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	グループ指名報酬委 員会	6	6	3	0	0	3	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
補足説明								

当社グループの適切な経営体制構築および役員の報酬内容を提言するため、グループ指名・報酬委員会を設置して、経営の客観性と透明性に基づいた手続きを行っております。

取締役・監査役の指名および解任、取締役の役職および執行役員の指名及び解職、顧問の指名及び解職、本体およびグループ各社の役員報酬制度等について、代表取締役からの諮問要請に対して答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成27年6月24日開催の第28回定時株主総会において、従来の報酬枠を廃止し、従来の業績連動型報酬制度同等の報酬制度を導入することが決議されている。なお、算定基準は取締役会で決定する。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における取締役・監査役の報酬は次の通りです。

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	152,400千円
(うち社外取締役)	(1)名	(2,400千円)
監査役	3名	20,100千円
(うち社外監査役)	(3)名	(4200千円)

1. 当事業年度における取締役の報酬限度額(年額)は300,000千円(平成9年6月27日株主総会決議)、監査役の報酬限度額(年額)は25,000千円(平成20年6月25日株主総会決議)でありましたが、平成27年6月24日開催の第28回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額を500,000千円、監査等委員である取締役の報酬限度額を50,000千円と定めることが決議されております。
2. 当事業年度末日における取締役は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。
3. 当社は、平成21年6月24日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年6月24日開催の第28回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額を500,000千円、監査等委員である取締役の報酬限度額を50,000千円と定めることが決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専属の担当部署は設置しておりませんが、必要に応じて関係部署が社外取締役をサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役及び取締役会)

有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役以外の取締役は10名であります。定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行います。

(監査等委員会)

当社の監査等委員である取締役は6名で、内5名が社外取締役で構成されています。監査等委員会は公正、客観的な監査を行う事を目的に原則毎月1回開催いたします。また、取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に図ってまいります。

(内部監査及び監査等委員会)

内部監査につきましては、社長直轄の監査部が担当しており、年度の監査計画書に従い業務全般にわたって厳正中立の立場から内部監査を実施しております。

監査結果は、直接社長に文書で報告しております。社長は、監査報告書の内容を検討し、必要ある場合は担当部門を通じて監査対象部門及び関連部門に改善命令を出しております。監査等委員会との連携につきましては「内部監査規程」にしたがい、その職務を補助すべきことを明確にして

おります。

- ・監査部は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議すること
- ・監査結果について経営会議に報告するとともに、監査等委員会へ報告すること
- ・監査等委員からの監査結果等についての照会を文書で回答すること

監査等委員会監査は、取締役の執行監査を行い、取締役会などの重要な会議に出席するほか、監査部が行う業務監査に同行し、業務監査の指導・助言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置し、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

取締役会においては、経営上の最高意思決定機関として当社及びグループ会社の経営戦略に基づいた経営の重要事項について審議決定を行うとともに、法令及び定款に定められた事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。監査等委員会は経営の透明性と客観性を担保する為、過半数の社外取締役を設置し、適法性監査のみならず、妥当性監査を行い、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日について多くの株主へ参加頂くため集中日を避けて開催を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示した資料は原則として開示した当日に当社ホームページに掲載しております。この他、有価証券報告書(四半期報告書)、決算短信、株主通信などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示については経理部、IR活動は経営企画部、株式事務については総務人事部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループは「行動規範」において、企業倫理を徹底し、法令順守や人権の尊重、公正な取引、環境保全に努めるとともに、適時適切な情報提供を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「地球上のあらゆる生態系が、自然と調和しつつ持続的な成長ができる状態」を守ることが、人類最大の課題であると認識しており、限りある資源を大切に有効活用し、環境に負荷を与えない経営活動を行って参ります。環境問題の本質とその対策について、認識できる体制の構築を目指して参ります。また、環境問題について深い認識と意識改革をもてるよう従業員及び組織のために働くすべての人に啓蒙を行って参ります。CSR活動については、当社グループ共通の企業活動の基本姿勢を示した「行動規範」を定め、グループ内への周知・徹底と実践に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動規範」において、自らの活動について適時適切な情報提供を行うことを定めております。
その他	「行動規範」において、人権を尊重し社員が資質向上と能力開発を最大化できる機会と環境を構築できるよう定めております。また社員が仕事と家庭を両立し、継続して働くことができるよう、育児・介護休暇制度や短時間勤務制度を導入しております。会社として人材の確保や生産性の向上を図りながら、活躍の場を提供できるように取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 法令、定款、規程、企業倫理を遵守した行動をとるための「バイテック グループ行動規範」を定め、これを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
(2) 「バイテック グループ行動規範」の遵守を確保する体制として、「コンプライアンス委員会」を設置し、適切な対応に努める。
(3) 内部通報制度の導入によって、バイテック グループ行動規範の違反を早期に把握し、速やかに問題解決できるような体制を構築する。
(4) 財務報告の信頼性及び業務執行の適正性を確保するための運営組織である「内部統制委員会」及び業務執行部門から独立した監査部による内部統制の整備状況および運用状況の評価を行う。
(5) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「情報、文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社の取締役は自己の分掌範囲についてのリスク管理体制として、「リスク管理規程」にもとづき、会議などを開催しモニタリングを行う。また、重要度に応じて、親会社の取締役会へ報告する体制を構築する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、子会社の取締役会、親会社の取締役会を、それぞれ月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については事前にVGM会議で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保する。
(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織、業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」にしたがい、当社への決裁、報告を行うほか、毎月、子会社の取締役会の決議、報告内容を、親会社の取締役会において報告する。また監査部が子会社について内部監査を行い規程の遵守状況について確認する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査等委員会が必要に応じて監査部に調査の依頼をすることができる。
(2) 調査の依頼をする場合、監査等委員会の監査業務を補助する範囲内において、監査部の指揮命令権限は監査等委員会に帰属するものとし、取締役及び他の従業員はその権限を有しない。
(3) 監査部は監査等委員会との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
・監査部は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議する。
・監査結果について取締役会に報告するとともに、監査等委員会へ報告する。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人及び監査役は、監査等委員会に以下の報告を行う。
・子会社の取締役会にて決議又は報告した事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
・従業員が法令、定款違反をするおそれがある場合
・その他、会社の業績に影響を与える重要な事項
・監査等委員会から報告及び資料の提出を求められた事項
8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
当社及び子会社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保する体制を構築する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求に従い速やかに行い得る体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

